多治見市バリアフリー基本構想

— だれもが安全・安心で快適に移動できる賑わいのあるまちづくり -

令和3年3月 多 治 見 市

はじめに

本市では、高齢者や障がいのある方をはじめ、市民の皆様が安全で快適に暮らせるまちづくりを行うため、平成25年にバリアフリー法に基づいて策定した「多治見市バリアフリー基本構想」により、多くの方が利用する多治見駅周辺地区の公共施設や、公共施設へ至る経路の整備を進めてきました。

国においては、東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした共生社会の実現、高齢者や障がいのある方も含んだ一億総活躍社会の実現のため、平成30年にバリアフリー法が改正されました。

本市においては、令和2年4月から第7次総合計画後期計画に取り組んでおり、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」を柱に、各施策を推進しているところです。この度、基本構想の計画期間が終期を迎えることから、国の法改正や総合計画の見直しを踏まえ、より一層のバリアフリー化を図ることを目的にバリアフリー基本構想の改定を行いました。

改定にあたっては、多治見市バリアフリー推進協議会での議論をはじめ、同委員による施設の視察や、障がい者団体等との意見交換を行うなど、様々な意見を取り入れることに努めました。

今後の多治見市のバリアフリー化においては、『だれもが安全・安心で快適に 移動できる賑わいのあるまちづくり』を基本目標として、行政、施設管理者、関 係事業者、市民が一丸となり取り組んでまいります。

令和3年3月吉日 多治見市長 古川 雅典



≪もくじ≫

第 1	章	バリアフリー法及び基本構想について・・・・・・・・・・・・・	1
	1.	多治見市バリアフリー基本構想改定の背景	
	2.	基本構想改定の目的	
	3.	バリアフリー法の概要	
第2	章	多治見市の現況及び福祉のまちづくりの取り組み	
	1.	多治見市の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2.	福祉のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	(
	3.	多治見市バリアフリー基本構想による整備の進捗状況・・・・・・・1	2
第3	章	上位関連計画の把握	
	1.	基本構想の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・2	21
	2.	上位関連計画の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	22
第4	章	高齢者、障がい者等の意向把握	
	1.	バリアフリーに関する意見交換会・・・・・・・・・・・2	23
	2.	バロー文化ホールの現地確認・・・・・・・・・・・・・・2	25
第5	章	パリアフリー化の基本目標及び基本方針・・・・・・・・・・2	26
第6	章	重点整備地区の設定	
	1.	重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について・・・・・・2	27
		重点整備地区の設定の考え方 ・・・・・・・・・・・・ 2	
	3.	重点整備地区における要件の整理・・・・・・・・・・・・3	32
第7	章	重点整備地区における整備計画	
		重点整備地区における整備計画について・・・・・・・・・・3	
		整備等の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・3	
	3.	整備方針及び整備目標・・・・・・・・・・・・・・・・・3	38
第8	•	総合的なバリアフリー化の推進	
		バリアフリー化のさらなる推進・・・・・・・・・・・・4	
	2.	今後の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・5	j(
付属			
		る治見市バリアフリー推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・5	
		る治見市バリアフリー推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・・6	
	• 改	女定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	32